大阪府国民健康保険運営方針「別に定める基準」新旧対照表

**参考　２**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 備考 |
| １　保険料の減免（略）２　一部負担金の減免及び徴収猶予（１）減免保険者は、次のいずれかに該当する世帯であって、必要があると認めるときは、その申請により、一部負担金の支払若しくは納付を免除することができる。一部負担金の減免の期間は、療養に要する期間を考慮し、１箇月単位の更新制で３箇月までを標準とする。ただし、必要に応じ、６箇月まで延期することができる。一 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、世帯主（主たる生計維持者を含む）が死亡し、障がい者となり、又は居住する住宅について著しい損害（①全壊、全焼、大規模半壊、②半壊、半焼、③火災による水損又は床上浸水）を受けたとき。二 次に掲げる事由等により、世帯収入が著しく減少したとき（別表左欄のそれぞれの対象期間における世帯収入見込みが生活保護基準に別表右欄の値を乗じた額以下であり、かつ、申請時点での預貯金の額が生活保護基準に別表右欄の値を乗じた額の３箇月分以下であること）。① 事業又は業務の休廃止、失業② 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁③ 世帯主（主たる生計維持者を含む）の死亡、入院、傷病（別表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象期間 | （参考）生活扶助基準（対改正以前比） | 国保一部負担金減免基準 |
| 平成30年9月まで | 0.9 | 11 / 10 |
| 平成30年10月から平成31年9月まで | 0.885 | 990 / 885 |
| 平成31年10月から平成32年9月まで | 0.87 | 990 / 870 |
| 平成32年10月以降 | 0.855 | 1,155 / 1,000 |

（以下　略） | １　保険料の減免（略）２　一部負担金の減免及び徴収猶予（１）減免保険者は、次のいずれかに該当する世帯であって、必要があると認めるときは、その申請により、一部負担金の支払若しくは納付を免除することができる。一部負担金の減免の期間は、療養に要する期間を考慮し、１箇月単位の更新制で３箇月までを標準とする。ただし、必要に応じ、６箇月まで延期することができる。一 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、世帯主（主たる生計維持者を含む）が死亡し、障がい者となり、又は居住する住宅について著しい損害（①全壊、全焼、大規模半壊、②半壊、半焼、③火災による水損又は床上浸水）を受けたとき。二 次に掲げる事由等により、世帯収入が著しく減少したとき（世帯収入見込みが生活保護基準の110％以下であり、かつ、申請時点での預貯金の額が生活保護基準に 110％を乗じた額の３箇月分以下であること）。① 事業又は業務の休廃止、失業② 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁③ 世帯主（主たる生計維持者を含む）の死亡、入院、傷病（以下略） | （追加）（変更）（変更）（追加） |

改定理由

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改定箇所 | 改定内容(概要) | 改定理由 |
| 2．一部負担金のの減免及び徴収猶予（１）減免第二項 | 世帯収入の減少に係る基準について、生活保護基準の「110％」とあるのを段階的に変更するよう改める。・平成30年10月から　990 / 885・平成31年10月から　990 / 870・平成32年10月から　1,155 / 1,000 | 生活保護基準が平成30年10月から32年にかけて段階的に引き下げられることに伴い、「生活保護費が減額となる場合には、見直しの影響を受ける制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方とすること。」（平成30年1月19日（金）閣僚懇談会　厚生労働大臣発言）とされたことを踏まえ、別添厚生労働省保険局国民健康保険課長通知のとおり国の減免基準の段階的な引き上げと財政支援の実施が図られることとなったため、大阪府の統一基準についても同様に段階的な引き上げを行い、減免額について交付金の対象とする。 |